

第 8 章 入 場 券

〔入場券の発売〕

第143条 乗車以外の目的で乗降場に入場しようとする者は、入場券を購入し、これを所持していなければならない。但し、6才以上の入場券所持者が随伴する6才未満の者2人までについては、この限りでない。

2 入場券は、券面に入場時刻及び使用時間を制限する旨を表示し発売する。

3 入場者の年齢別区分については、第40条の規定を準用する。

〔同伴幼児の無賃扱…規40〕

〔入場券の料金〕

第144条 入場券の料金は、1枚につき大人150円、小児80円とする。

〔入場券の効力〕

第145条 入場券は、発売駅で発売当日中に制限された使用時間（以下「制限使用時間」という。）内で1枚につき1人1回に限って、使用することができる。

2 前項の制限使用時間とは、入場する際に券面に記入した入場時刻より2時間である。

3 入場券所持者は、列車内に立ち入ることができない。

〔入場券の発売制限〕

第146条 入場券は取締上又は運輸上の支障がある場合、発売を制限し又は停止することがある。この場合、その旨を関係駅に掲示する。

〔入場券が無効となる場合〕

第147条 入場券は、次の各号の1に該当する場合は、無効として回収する。

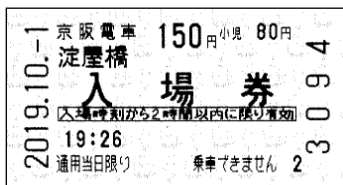
(1) 券面表示事項（自動改札機用入場券の券裏面の磁気表示を含む）をぬり消し、又は改変して使用したとき。

- (2) 発売駅以外の駅で使用したとき。
 - (3) 入場券を、制限使用時間を超えて使用したときで、制限使用時間を超えた時間（以下「超過使用時間」という。）について無効とする。
 - (4) 大人が小児用の入場券を使用したとき。
 - (5) その他入場券を不正行為の手段として使用したとき。
- 2 前項の規定は偽造の入場券を使用して入場した場合に準用する。

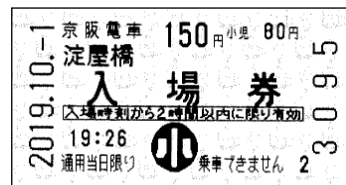
〔入場券の様式〕

第148条 入場券の様式は次のとおりとする。

(大人用)



(小児用)



備考 小児用に「小」と表示する。

〔入場券の改札及び引渡し〕

第149条 入場券は、入場の際に改札を受けるものとする。

- 2 入場券は、その使用を終えたときは、直ちに係員に引渡すものとする。
 その効力を失った場合も同じ。

〔無札入場者〕

第150条 乗車以外の目的によって、入場券を所持しないで入場した場合又は第147条第1項の規定により入場券を無効として回収した場合は、当該入場者から第144条の規定による入場料金を収受する。又、第147条第1項第3号に該当する場合は、超過使用時間（分の単位は1時間単位に切り上げ）を制限使用時間で除したもの（小数点以下切り上げ）に第144条の規定による入場料金を乗じた額を収受する。

2 前項の規定は、第147条第2項の規定により偽造の入場券を回収した場合に準用する。

〔入場料金の払いもどし〕

第151条 第7条の規定により入場券の使用を制限し、又は停止した場合は、入場券を所持するものにあつては、入場料金額の払いもどしを請求することができる。

2 前項による場合の外、入場料金の払いもどしはしない。